

## 大河ドラマ『鎌倉殿の13人』鎌倉市推進協議会 規約

### (名称)

第1条 この会は、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送を契機に、その舞台となる鎌倉市及び関係自治体の歴史・文化を全国に発信するとともに、混雑対策など地域の課題を踏まえた観光振興による地域の活性化を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係機関との連携を図り、次の事業の推進に努める。

- (1) 大河ドラマを活用した地域活性化に向けた地域全体の合意形成に関する事
- (2) 大河ドラマに係る情報発信に関する事
- (3) 大河ドラマに係るイベントの実施に関する事
- (4) 大河ドラマ館の運営等に関する事
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は別表のとおりとする。

### (役員)

第5条 協議会に各号に定める役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、協議会構成員の互選により選出する。
  - 3 副会長・監事は、会長が指名するものとする。
  - 4 会長は、協議会に名誉会長を置くことができる。

### (職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の事務及び会計を監査する。
- 4 名誉会長は、協議会の運営に関する重要事項について意見を述べるができる。

(任期)

第7条 役員の任期は、会長の指定する日から協議会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、議事を進行し整理する。
- 3 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- 4 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(審議事項)

第9条 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 事業報告に関する事。
- (5) その他協議会の目的に係る重要な事項に関する事。

(専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、前条に掲げる事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にこれを報告し、その承認を承けなければならない。

(幹事会)

第11条 本会の目的を円滑に遂行するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は会長、副会長及び会長が指名する幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。
- 4 幹事会は、事業の実施に関する事を協議し、確認する。
- 5 幹事会で必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第12条 幹事会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第13条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が指名する。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるることができる。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、事務局を鎌倉市市民防災部観光課に設置する。

(経費)

第 15 条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、協議会を設置した日の属する会計年度は、協議会設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 会計年度終了時に余剰金が発生した場合は、次年度への繰り越しは行わない。

(会計事務の取扱い)

第 17 条 協議会の会計事務は、経理方法等について公金に準じた取扱いをする。

(決算)

第 18 条 協議会の会計報告は、会計年度終了後、3 か月以内に監事の監査を受けて協議会の承認を得るものとする。ただし、大河ドラマ放送終了の翌年度の会計報告は、会計年度の終了にかかわらず、すべての出納終了後、3 か月以内に監事の監査を受けて協議会の承認を得るものとする。

(解散)

第 19 条 協議会は大河ドラマ放送終了の翌年度に、協議会の議決を経て解散する。

(残余財産及び欠損金)

第 20 条 協議会が解散するときの収支決算において、残余財産が生じたときは、当該残余財産は鎌倉市に帰属するものとする。欠損金が生じたときは、協議会で協議のうえ処理する。

(補則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は令和 3 年 (2021 年) 2 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 (2021 年) 5 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 (2021 年) 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は令和5年（2023年）3月3日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附 則

この規約は令和5年（2023年）5月11日から施行する。

別表（第4条関連）

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会会員

鎌倉商工会議所

（公社）鎌倉市観光協会

鶴岡八幡宮

鎌倉市

（公社）鎌倉青年会議所

鎌倉商工会議所青年部

鎌倉市商店街連合会

江ノ島電鉄株式会社

湘南モノレール株式会社

京浜急行バス株式会社

鎌倉旅館組合

NPO 法人鎌倉ガイド協会

鎌倉市仏教会

東日本旅客鉄道株式会社横浜支社

（特非）鎌倉市市民活動センター運営会議

株式会社ジェイコム湘南・神奈川

鎌倉エフエム放送株式会社

株式会社タウンニュース社藤沢支社鎌倉編集室

鎌倉朝日新聞社

横浜銀行鎌倉支店

湘南信用金庫鎌倉営業部

スルガ銀行鎌倉支店

みずほ銀行鎌倉支店

三菱UFJ銀行鎌倉支店

三井住友銀行鎌倉支店

国土交通省関東地方整備局

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

オブザーバー

神奈川県警察鎌倉警察署

神奈川県警察大船警察署